

# 可視化の現在 立会いの未来

## 2023年を立会い元年に！

取調べの可視化・弁護人立会大阪本部 事務局次長 川崎拓也

2016年に至るまで「今年は可視化元年！」なる言葉を何度聞いただろうか。この言葉を毎年口にしてきた小坂井久会員は、一時は「オオカミ少年」などと揶揄されていた。しかし、元旦の「今年を可視化元年にする」という執念めいた決意が、可視化実現への道を開き、なお不十分な部分は残るものの、密室に光を差し込ませる大きな一歩となった。

さて、「弁護人立会い」である。改めて振り返ると、当会において、特に当本部が取調べへの弁護人立会いを実現する動きを活発化させたのは、2018年のことである。2018年11月に当会で行われた近畿弁護士会連合会人権擁護大会において、当本部委員を中心にシンポジウム「取調室の扉を開こう！～取調べの可視化から弁護人立会いへ～」を開き、「取調べの適正を確保し、被疑者が弁護人の援助を受けて主体的に防御権を行使することを可能とするために、弁護人による取調べへの立会いを確立することを求める決議」が満場一致で採択された。このときの会場の熱気は、当会を含む近畿管内全ての刑事弁護人の熱心な活動を後押しするものとなった。

この流れは、大阪から全国へと広がった。2019年には日弁連人権擁護大会シンポジウム「取調べ立会いが刑事司法を変える～弁護人の援助を受ける権利の確立を～」が開かれ、「弁護人の援助を受ける権利の確立を求める宣言—取調べへの立会いが刑事司法を変える」が採択された。

翌2020年には当会において、取調べの可視化大阪本部を取調べの可視化・弁護人立会大阪本部として改組し、日弁連においても、取調べへの立会いに関する

検討ワーキンググループ（WG）が立ち上げられた。

そして、2021年には日弁連でのWGがその役目を終え、取調べ立会い実現委員会として、スタートをきった。

2022年には、可視化を導入した2016年刑訴法改正の施行3年後検証（改正刑訴法に関する刑事手続の在り方協議会）がスタートし、可視化と共に弁護人立会いが議論の俎上にのるのか、注目される場所である。

振り返ると2018年以降、毎年のように取調べへの弁護人立会いの動きは加速している。実際、多くの論考で弁護人立会いの問題が取り上げられるようになり（たとえば『弁護人立会権』日本評論社2022年）、注目度は格段に増した。

しかし、である。残念ながら、実務上、弁護人立会いが広がったかという点、むしろ逆である。捜査機関は、弁護人からの立会い請求を受けても、決して先例を作らせまいとこれまで以上に頑なになっている（この頑な姿勢は北海道警通達問題にも表れる。本連載2022年10月号参照）。

ただ、だからこそ、あえて申し上げたい。「今年を立会い元年にしよう」と。一見揺るがないように見える岩盤も、蟻の一穴から、崩れ落ちることはこれまでの制度改革でしばしばみられた。その一穴も、私たち弁護人が立会いを「求め」なければ、「絶対に」実現しない。弁護人立会いを「求める」ことができるのは我々弁護人のみである。必ずや道は開き、私たちの依頼者の「供述の自由」が真の意味で守られる日が訪れる。その一歩目が、2023年である。

「2023年を立会い元年に！」